

食流機構

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構
<http://www.ofsi.or.jp/>

2017

8月号

No.260

OFSI

the ORGANIZATION OF FOOD-MARKETING STRUCTURE IMPROVEMENT

I N D E X

- 「消費税軽減税率制度に関する全国説明会」開催について ②
- ご存知ですか？「スマイルケア食」 ③
- 理事会・評議員会の開催報告 ④
- 連載 当たり前前田の会計入門 ⑥
- 連載 食流紀稿（第九話）／連載 気が付けば朗朗介護！ ⑦
- 農林水産省「消費者の部屋」特別展示開催スケジュール ⑧

巻頭言

安倍内閣の支持率が急落している。その理由の最大のものは「信頼できない」ということらしい。先に行われた7月2日の東京都議会議員選挙では自民党が大敗を喫した。また7月23日の仙台市長選挙でも自民党が推薦した候補が民進党などの支援した候補に敗れた。この敗因については、様々な理由があるだろうが、国政レベルでの安倍内閣への不信が大きく響いたことは間違いない。

安倍内閣が国民の不信を招いたのは、森友・加計学園問題や南スーダンに派遣された自衛隊の日報に関する問題で政府の対応が様々な疑惑を生み、これに対する説明が二転三転したことが大きいと思う。

事の真相は必ずしも明確になっていないが、不信を生んだ大きな要素として、記録の有無やその取扱いが指摘される。行政事務の処理に関する記録は、本来きちんと管理されるべきと思うが、はじめは「無い」または「廃棄した」と説明し、後からメモとかコピーの形で存在することが判明し、政権にとって不利な記録の隠ぺいを図っているように疑われることが度重なった。その上後から出てきたものについては正式な行政文書でないとか、担当者の個人的メモで内容が正確でないとか、記録としての価値がないように説明し、そのことがかえって不信感を増大させることにもなっている。

また、加計学園問題で政府の決定に批判的な前文科省事務次官が言及した文書について、十分な調査もせずその場で「怪文書だ」と切り捨て、本題とは関係のない個人の行動批判をして、かえっ

て疑惑を深めることになったと思われる。

これら一連の問題の対応にあたった当事者が予想しなかった役割を果たしたのが、パソコンに保存された記録である。行政庁に限らず民間の事務所でも様々な事務処理にコンピュータ（多くの場合いわゆるパソコン）の利用が欠かせない。人間の記憶にはあいまいさや覚え間違いがあるから事務担当者はできるだけパソコンに記録するように習慣づけられている。また電話よりメールが多く使われ、パソコンにはメールも含めて業務上必要な様々な記録が保存される。しかもこれらの記録の多くは関係者が共有し、利用できるような環境にある。また、これらの保存された記録は簡単には消去できないし、消去しても復元が可能である。

過去においては国会で質問された当事者が「記憶にない」「ありえない」と強弁して事実を隠蔽できたかもしれないが、今日では関係者のパソコンに保存された記録をすべて消し去ることは困難である。たとえ紙の文書は廃棄しても人間の記憶能力を上回る正確さで記録がパソコンに保存されている。

安倍総理をはじめ政府関係者には、このような記録の存在を認識したうえで、今回の問題について言葉を選んで正確に事実を説明してもらいたいと思う。そして今回の問題に限らず、我々もパソコンの記録の重要性を十分認識しなければならないと思う。

消費税軽減税率制度に関する全国説明会

社会保障と税の一体改革の下、低所得者に配慮する観点から、2019年10月に予定されている消費増税にともない、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象した軽減税率制度が導入されます。

そのため、軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々には、複数税率対応レジや受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する消費税軽減税率制度に関する軽減税率対策補助金が用意されています。

本説明会では、食品流通事業者やその関係団体の方々などを対象として、軽減税率制度（軽減対象品目の内容、税額計算の方法など）や軽減税率対策補助金（補助金の仕組み、補助対象の内容など）と今後の経営戦略等について分かり易く解説いたしますので、この機会にぜひ多くの皆様のご参加をお待ちしております。

◆開催日程

開催日程	会 場	定員	申込締切
8月20日（日）	富山会場（富山市公設地方卸売市場 管理事務所2階大会議室）	各回 40 ～ 80 人	8月15日（火）
8月25日（金）	札幌会場（札幌市中央卸売市場 水産棟4階 会議室A・B）		8月21日（月）
11月17日（金）	松山会場（アイテムえひめ 愛媛国際貿易センター 第3・4会議室）		11月14日（火）
11月22日（水）	熊本会場（くまもと県民交流会館パレア 10階会議室8）		11月16日（木）
12月7日（木）	長崎会場（長崎市中央卸売市場 管理棟2階 会議室）		12月4日（月）
1月12日（金）	大阪会場（大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟16階大ホール）		1月9日（火）
2月11日（日）	広島会場（広島市中央卸売市場 管理棟3階 大会議室）		2月6日（火）
2月23日（金）	東京会場（オフィス東京 3階 T3会議室）		2月20日（火）

◆受講料：無料（事前登録制）

◆プログラム（各会場共通）

時 間	講演内容
12:30～	受 付 開 始
13:00～13:05	主 催 者 挨 拶
13:05～14:00	消費税軽減税率制度への対応と今後の経営戦略 （講師） 杏林大学総合政策学部 非常勤講師 佐藤 卓 氏
14:00～14:30	
14:30～15:00	質 疑 応 答
15:00	閉 会

◆申込方法

会場スペースの関係上、ご参加は事前登録制とさせていただきます。

食流機構ホームページの当該事業案内頁に（http://www.ofsi.or.jp/keigen_zeiritsu/seminar/）「参加申込フォーム（Web 送信用）」又は「参加申込書（Fax 送信用）」を用意しております。

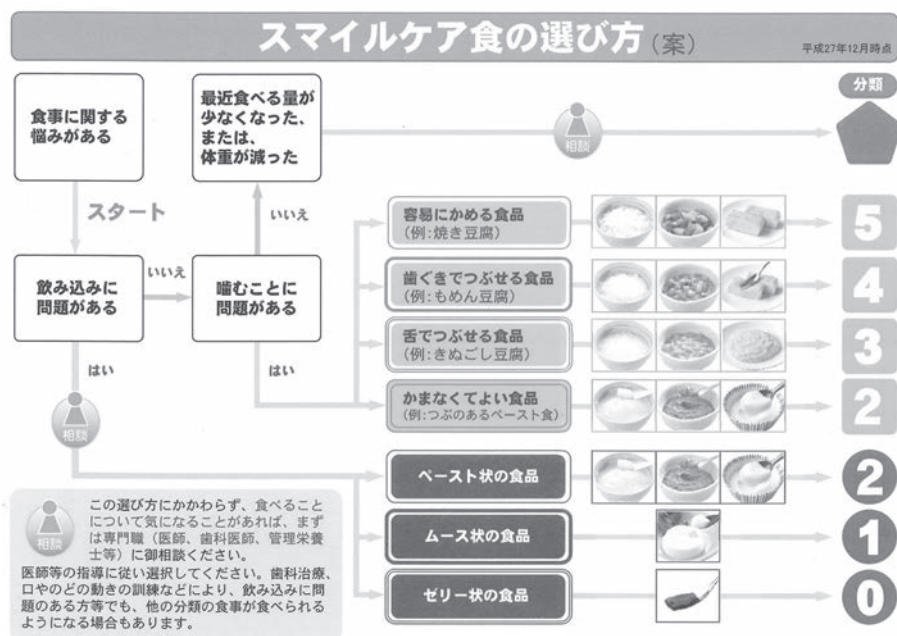
◆お問い合わせ先

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構 業務部 （TEL：03-5809-2176） 担当：前田・田中・濱田

ご存知ですか？



農林水産省では、介護食品の市場拡大を通じて、食品産業、ひいては農林水産業の活性化を図るとともに、国民の健康寿命の延伸に資するべく、これまで介護食品と呼ばれてきた食品の範囲を整理し、「スマイルケア食」して新しい枠組みを整備しました。



スマイル ケア食	青マーク	噛むこと・飲み込むことに問題はないものの、健康維持上栄養補給を必要とする方向けの食品 「自己適合宣言」により、商品が基準を満たしているということを指定の様式により自社ウェブサイト で宣言した上で、農林水産省に申請し、許諾されれば使用可能
スマイル ケア食 5	黄マーク	噛むことに問題がある方向けの食品 農林水産省による JAS 制度「そしゃく配慮食品」に適合するとして、JAS マークが付されている商品に 許諾される
スマイル ケア食 2	赤マーク	飲み込むことに問題がある方向けの食品 消費者庁による特別用途食品の表示許可制度「えん下困難者用食品」の表示許可を得た商品に許諾される

製造業者の方々が、これらのマークを付して商品を販売する場合には、所定の手続きが必要となります。
詳しくは、農林水産省「スマイルケア食」<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/seizo/kaigo.html> をご覧下さい。

食流機構では、昨年度、主に「スマイルケア食」の認知度向上のための研修会を開催してまいりました。
本年度は、商品開発・普及をより一層推進するため、医師、歯科医師など、指導的な立場からスマイルケア食の普及に関して特に影響を与える関係者やケアマネジャー、ヘルパーなど在宅介護や病院・介護施設等で介護を実践する関係者に対する研修会の開催とともに、教育ツールの作成を実施しています。

公益社団法人 日本栄養士会「栄養の日・栄養週間 2017」特設サイト内に関連ページを掲載して頂いて
おります。

超高齢社会の日本を救え。新しい介護食品「スマイルケア食」とは
(<https://www.nutas.jp/category/id1709.html>)

理事会・評議員会の開催報告

過日、下記の通り、当機構の平成 29 年度第 1 回定時理事会及び平成 29 年度定時評議員会並びにみなし理事会（書面による臨時理事会）が開催されました。

理事会・評議員会ともに議事次第に基づき各議案を審議して頂き、いずれも原案通り承認されました。

また、今回は理事・評議員ともに任期満了による改選期となり、評議員会にて、再任・新任を含め理事 33 名、評議員 21 名の方々の選任を決議頂きました。また、会長・副会長・専務理事については、評議員会終了後開催のみなし理事会（書面による臨時理事会）において、別途、選定されました。

<第 1 回定時理事会>

■日時：平成 29 年 6 月 5 日（月） 13：25 ～

■場所：法曹会館 高砂の間

■出席理事数：26 名（理事総数 35 名）

■議案：第 1 号議案 平成 28 年度事業報告及び附属明細書について

第 2 号議案 平成 28 年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録について

第 3 号議案 平成 29 年度事業計画の一部変更について

第 4 号議案 公益財団法人食品流通構造改善促進機構債務保証業務規程の一部変更について

第 5 号議案 認定構造改善事業等参加業務規程及び認定構造改善事業等受託業務規程の一部変更について

第 6 号議案 平成 29 年度定時評議員会の招集について

[報告事項]

(1) 会長及び専務理事の職務の執行状況について

(2) 評議員及び理事の選任について

(3) 会長等の選定に係る決議の省略について

<定時評議員会>

■日時：平成 29 年 6 月 20 日（火） 10：25 ～

■場所：法曹会館 富士の間

■出席評議員数：14 名（評議員総数 23 名）

■議案：第 1 号議案 平成 28 年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録について

第 2 号議案 平成 29 年度事業計画の一部変更について

第 3 号議案 評議員の選任について

第 4 号議案 理事の選任について

[報告事項]

(1) 平成 28 年度事業報告及び附属明細書について

(2) 公益財団法人食品流通構造改善促進機構債務保証業務規程等の一部変更について

<みなし理事会（書面による臨時理事会）>

■日時：平成 29 年 6 月 30 日（金）

■議案：第 1 号議案 定款第 27 条第 2 項の規定に基づき会長及び専務理事を選定する件

第 2 号議案 定款第 33 条第 2 項の規程に基づき副会長を選定する件

前述の理事会等が滞りなく終了したことにより、毎事業年度経過後３ヶ月以内に提出することになっている事業報告等に係る書類、役員等交代に伴う変更届（法務局登記完了後）、いずれも行政庁（当機構の場合は内閣府）へ提出が完了致しました。
新たに選任された方々は、下記の方々です。

<評議員>

氏 名	所属・役職
饗庭靖之	首都東京法律事務所 弁護士
浅沼 進	フードサプライ研究所 代表
池戸重信	(一社) 日本農林規格協会 会長 (新)
井原 實	協同組合 セルコチェーン 副理事長
黒坂直樹	(株) 協同宣伝 営業局 局長代理 (新)
古川英子	(一財) 消費科学センター 理事
柴田 亮	ハウス食品グループ本社 (株) 広報・IR 部長
関根隆夫	(一社) 食品需給研究センター 常務理事
田沢克彦	日本チェーンストア協会 執行理事
富山武夫	(一社) 日本惣菜協会 参与 (新)
長岡英典	(一社) 大日本水産会 常務理事
名原孝憲	(一社) 新日本スーパーマーケット協会 広報・公務・統計課 課長
野々山 幸夫	(株) Mizkan J plus Holdings 監査役
花澤達夫	(一財) 食品産業センター 専務理事
深尾祐一	(一社) J F T D 理事
藤島廣二	東京聖栄大学 客員教授
藤田邦夫	日本ビート糖業協会 常務理事
細川允史	卸売市場政策研究所 代表
松井道彦	日本政策金融公庫 食品産業融資グループリーダー (新)
森 正則	(株) 日本政策投資銀行 企業金融第４部 参事役
山田澄晴	協同組合 全日本洋菓子工業会 専務理事

(敬称略) (任期：平成 33 年 6 月開催の定時評議員会終結時まで)



<理事>

区分	氏 名	所属・役職
会 長	馬場久萬男	代表理事
副会長	伊藤裕康	(一社) 全国水産卸協会 会長
〃	鈴木敏行	(一社) 全国中央市場青果卸売協会 理事 (新・再)
〃	近藤栄一郎	全国青果物商業協同組合連合会 会長 (新)
〃	永井良和	全国水産物商業協同組合連合会 会長
専務理事	織田哲雄	代表理事
理 事	飯田雅明	精糖工業会 会長
〃	飯田昌志	J F E ینگニアソク (株) 流通システム事業部長
〃	泉 未紀夫	築地東京青果物商業協同組合 理事長
〃	磯村信夫	(一社) 日本花き卸売市場協会 会長
〃	遠藤喜志雄	全国魚卸売市場連合会 前会長
〃	奥山則康	(一社) 日本加工食品卸協会 専務理事
〃	金子親代司	東京漬物水産加工食品協同組合 会長
〃	小林 新	日清オイリオグループ (株) 取締役常務執行役員
〃	小林寛久	カゴメ (株) 常務執行役員 マーケティング本部長
〃	小松崎 眞	(一社) 日本外食品流通協会 専務理事
〃	齋藤松太郎	全国茶商工業協同組合連合会 理事長
〃	齋藤充弘	(一社) 日本ポテト・ファンクション協会 会長 (新)
〃	佐藤憲雄	(一社) 日本フードサービス協会 専務理事
〃	杉本 正	(公社) 日本食肉市場卸売協会 会長
〃	田窪 均	キューピー (株) 広報部長
〃	月田求仁敬	(一社) 全国青果卸売市場協会 会長
〃	殿谷孝敬	全国中央卸売市場関連事業者団体連合会 専務理事
〃	橋本正敏	(一社) 全国牛乳流通改善協会 会長
〃	長谷部喜通	日本米穀小売商業組合連合会 理事長
〃	原田哲郎	全国給食事業協同組合連合会 専務理事
〃	早山 豊	全国水産物卸組合連合会 会長 (新)
〃	藤村公苗	キッコーマン (株) 執行役員
〃	堀上統央	全国小売市場総連合会 会長
〃	増山春行	全国青果卸売協同組合連合会 会長
〃	森 岳三	(一社) 日本給食品連合会 専務理事
〃	米澤達樹	東京食肉市場卸商協同組合 専務理事
〃	鷺澤清司	無添加食品販売協同組合 代表理事

(敬称略) (任期：平成 31 年 6 月開催の定時評議員会終結時まで)

※次回の理事会・評議員会は、平成 30 年 3 月を予定しております。



当たい前田の 会計入門 ①6

東 京都の都知事選もなんとなく終わり、季節も真夏日が続く暑い夏が始まりました。体調管理を怠ることなくこのひと夏を乗り切りたいと思う今日この頃です。今月号は今まで説明してきました決算業務、会計業務等について復習をしたいと思います。

【決算書の概要】

①決算書の必要性

決算書の必要性についてお話をする前に、そもそも会社とはどういう組織なのかについて簡単に説明します。

ぶっちゃけていうと、事業の元手を出資する資本家は会社の経営を任されている経営者に元手（お金等）を預け、商売をさせ、それによる利益を分配してもらう仕組みとなっています。

会社は半永久的に存続することを目的に商売を行っています。資本家としてはその経営動向について興味をもつと同時に、当然ながら出資に対するリターンをどこかのタイミングで貰いたいと思っています。

そこで一定の期間で区切って儲けの計算をする仕組み、この計算のことを「決算」と呼び、これは日本では、会社法や税法などの法律によって少なくとも1年に1回は決算を行って、適正な利益とが義務づけられています。

②決算と決算書

皆さんが資本家の立場であれば、自分が出資した会社が決算を行うといったら何を望みますか？

もちろん儲かった利益を分配してもらうことは当然ですが、それよりもどのくらい儲かったのか損したのか、出資したお金が使われたのか、また会社は今どんな状態にあるのか、そんな様々な情報について知りたいと考えます。

そこで、このような決算におけるいろいろな要求にこたえるためにわかりやすい報告書類が作成されるわけですが、これこそが「決算書」なのです。

【損益計算書と貸借対照表】

決算の最大の目的は、その事業年度における「利益の計算」にあります。

その役割を担っているものが「損益計算書」なのです。

ただ利益の金額だけさえわかればよいというなら簡単に済んでしまいそうですが、お金を出してくれている資本家の立場からすると、「しっかりした報告書類」が要求されるということは容易に想像できます。売上と経費の関係や、人件費など、企業活動全般にわたって詳しい説明が必要そうです。そこで、損益計算書でその辺を報告するわけなのですね。

さてさて巷では「借金も財産のうち」な～んていいますが、商売が順調に拡大していくと資金が足りなくなってしまう借金をするケースが出てきます。当初の元手が現金であったが、1年間商売で約束手形に形を変えたり、銀行に預金をしたり、財産内容は日々変化していくものです。

資本家になると「ここいらへんをきっちりと」自分が出資した元手がどんな状態にされているかを知りたくなってきます。そこで、財産の状態を報告するために貸借対照表が作成されます。

ちなみに、損益計算書・貸借対照表は所定の様式に基づいて作成されます。つまり、法律で決まっているわけです。

【事業報告と株主資本等変動計算書】

一般的に決算書というとき、損益計算書と貸借対照表、時にはキャッシュフロー計算書を含めた3種類だけを指します。しかし、よりわかりやすく説明するために事業報告が用意されている場合もあります。事業報告には今期の営業状況や今後のマーケット見通し、経営課題や戦略などが書かれています。

また、資本家にとっては非常に重要である利益の配分（現金配当など）について報告するための書類についても「株主資本等変動計算書」というものが用意されています。

株主資本等変動計算書は、会社の利益をどれだけ社内に留保（内部留保という）するかといったようなことが書かれているわけです。

【キャッシュフロー計算書】

儲かったかどうかは損益計算書で、お金があるかどうかは貸借対照表でわかります。この2つの決算書で会社状態がだいたいわかるのですが、どんだけお金が増えたのか、どんな活動をしてお金を増やしたのかを見るものが、「キャッシュフロー計算書」というものになります。

つまり、企業経営におけるお金の動きを見るものがキャッシュフロー計算書です。

以上、簡単ですがこの1年間で解説してきました基本的なことを中心に振り返りました。

皆さんにとってお役に立つことができれば嬉しく思います。

（続く）（M）



食流紀稿 第九話

「築地は守る、豊洲を活かす」はどう守る？

日本の文化は女性によって支えられています。

私のホームグラウンドは図書館やチェーン喫茶店で、特に図書館は、冷房が効いていて本が読めて夜までやっていて、しかも無料で私のお気に入りですが、周りは高齢の男性が目立ちます。静かすぎて眠くなりますが居眠りすると職員が起こします。いいじゃないかとも思いますが寝る場所ではないと言われるとその通りです。

これに対し、たまに行くレストランや銀座の喫茶店は女性が目立ち活気があるというか騒々しいほどです。

食だけではありません。コンサートや歌舞伎、美術館も圧倒的に女性優位です。私が住む江東区の選挙掲示板はポスター9枚中5枚が女性でした。最近の国政を見ていると政治も女性が担う時代が近いのかもしれませんが。

「築地は守る、豊洲を活かす」を決めたのも女性です。都民の支持を得たからこそ大勝したのでしょうが、市場関係者からは、この方針はあまり評判が良くありません。豊洲移転を望む立場からも批判が出ているのは「二つの市場」があり得ないと言うことです。

豊洲市場が物流機能中心になることは、誰も異論は無いのですが問題は築地です。オリンピック施設にするから移転する、その代わり5年後には戻れるようにして築地の食文化は守ると言われますと、実際に出来るかどうかは別にして、移転に反対している業者も矛先が鈍るかもしれません。

問題は5年後に本当に戻れるのか、戻る築地は中央市場なのか、卸売市場法上の市場なのか、開発は誰が（都か民間か）主体で行うのか、戻りたい業者は全員戻れるのか、豊洲をやめて戻ること、使用料は？等々です。すぐに解決することは難しいですし、とりえず全員が豊洲移転しようという合意も難しいでしょう。

移転は受け入れても5年後の築地の食文化をどう守るのか、一定の基準を示し合意を得なければ業界が受け入れるはずはありません。

解決する道は、築地か豊洲かの二者択一ではなく、豊洲はできる限り良い条件で移転し、「食のテーマパーク」としての築地の具体化ではないでしょうか。

現在進められている卸売市場法の抜本見直しは今年中には案が出されますが、現行卸売市場法とはまったく違った法になることは確実です。卸売市場は残っても「卸売市場法に基づく卸売市場」となるかどうかは分かりません。

フードサプライ研究所 代表 浅沼 進

連載「気が付けば朗朗介護！」②

前回、さまざまな高齢者施設についてまとめてみたが、それは「知識としていつか役に立てば」くらいとの思いだった。ところが現実の問題になってしまったのだ。

先日のこと。相談したいことがあると老健に呼ばれ、さっそく出向いた。理学療法士、栄養士、介護士から順に母の日常生活の状況や今後の対応について話があり、最後はケアマネジャーのKさん。なんとなく表情が硬い。いやな予感がした。「血液検査の結果、腎臓の数値がかなり悪化しており、このまま老健で預かることは難しい。退所をお願いしたい」老健は介護保険で入所している施設なので、健康上に大きな問題がある場合は入所できないことは分かっていた。でも先のことを考えると不安が込み上げ、愕然としてしまった。ショックのあまり、帰り道にファミレスに入り、ハンバーグ、パスタ、ピザ、デザートと爆食いしたのだった。



とは言っても現実に背を向けることはできない。翌日、ケアマネジャーのHさんに電話で老健での話を伝えた。数日後、Hさん、訪問看護師のFさん、ヘルパー派遣会社のTさんがうちに集まり、今後について話し合った。母は自力で立つことはできない。車いすとベッドの移動はできないし、トイレもできない。果たして在宅介護できるのか。

「息子さん（私）が仕事しながら在宅介護をするのだから、いかに負担軽減できるかが大事。それを考えてみましょう」Hさんの言葉がうれしかった。多くの人の手を借りるのだから、自分もやれるだけのことはやってみようと思った。

母の生活を一日、週間、月間単位で考えることになった。一日の生活では、朝は私が担当し、朝食までの世話をしてから仕事へ。

11時半にヘルパーさんが来て、昼食と排せつ介助、さらに19時にもヘルパーさんが来て、夕食、排せつ介助をし、ベッドに寝かせる。訪問看護師は週に2回程度、シャワーでの洗浄と健康管理をしてくれることになった。また今までは毎月通院していたのを、私の負担を軽くするために訪問診療に切り替えることにした。Fさんは「土曜日にデイサービスを入れたらどうだろうか。息子さんが休日の一日をゆっくり過ごせるし、負担がかなり減るよね」と提案もあった。さらに、毎月3～7日程度のショートステイを入れることにもなった。

「将来のことを考えると、特養への入所という選択も必要になると思います」とHさんの話に、真剣に考える時期なのだろうとあらためて思った。

ネットで調べてみると、私が住んでいる横浜市内には現在150か所（15,168床）の特養老人ホームがあり、要介護3以上の入所待ち状況は3,701人とある。ただ、申込順で入所できるわけではなく、各施設が設置する入退所検討委員会がさまざまな観点から入所者を決め、入所順位名簿を整備するのである。市には相談コーナーがあるので、さっそく予約をした。また、来年、再来年と新しい特養ホームができ、申込がまもなく始まることも知った。

せめて涼しくなる季節までおいてほしかったのだが、夏本番の8月初めに家へ戻ってくる。私の思いとは裏腹に、母は満面の笑みで帰る日を待ちわびているのだ。（続く） 渋柿

農林水産省「消費者の部屋」特別展示開催スケジュール

農林水産省「消費者の部屋」では、消費者の皆様に食料、農林水産業、農山漁村等に関する情報の提供を行う特別展示を行っております。その開催スケジュール（平成29年8月分）をご紹介しますので、ご興味のあるテーマがありましたら、是非見学にお立ち寄りください。

期 間	特別展示名	開催目的	展示内容	担当
7月31日 ～ 8月4日	カレーのヒ・ミ・ツを探検ーカレーで健康な体づくりを！ー	国民食、学校給食の王様と言われる「カレー」には不思議な魅力がいっぱい。 歴史、文化、健康などの視点から、カレーの魅力と秘密に迫り、子供・消費者に情報提供するとともに、身近な米や野菜を使用したカレーを通じた健康な体作りの提案や工夫した美味しいカレーのレシピを提案することにより、健康の増進、食育の推進を図る。	・カレー製品とカレー粉を構成するスパイスの展示・説明 ・カレーの歴史、種類、健康への効果、製造工程等に関するパネル展示 ・体験コーナー（子どもカレー粉づくり体験教室） ・カレー及びスパイスに関する知識クイズ（優秀者には「カレー名人」の認定証） ・レシピ等の配布など	食料産業局食品製造課
8月7日 ～ 8月10日	知ろう！防ごう！食中毒ー衛生的な手洗いから始めようー	食中毒予防の基本である手洗いの重要性を理解してもらい、食中毒予防の意識づけをすることで、日頃の生活の中で衛生管理を実践できるよう提案する。	衛生的な手洗い方法を、体験コーナー（手洗い体験、手の汚れ検査、顕微鏡観察）やDVD、展示パネル等によって来場者に周知するとともに、個々の食中毒菌等の特徴や予防ポイントを紹介。	公益社団法人 日本食品衛生協会
8月28日 ～ 9月1日	考えていますか、災害時の食料のことー家庭備蓄で災害時も安心ー	国民に対し、地震等の大規模災害時に備えた家庭での食料品備蓄の重要性を認識いただくとともに、そのポイントや適した食料品を知っていただき、各家庭での備蓄の実施の更なる拡大につなげる。また、農林水産省が行う災害対策の理解を深めてもらう。	9月1日は防災の日です。昨年発生した熊本地震においても、改めて地震等の大規模災害時に備えた家庭での食料品備蓄の重要性が認識されています。地震等の大規模な災害時には、一時的に食料が手に入らなくなる可能性があり、家庭で最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄に日頃から取り組むことが重要です。期間中は、家庭備蓄に係るパネルの展示、備蓄に使える食品の展示と特徴の説明、パンフレットの配布等を行います。また、農林水産省が実施する被災地への応急食料の供給や農林水産関係の被害の復旧への取組も紹介します。	大臣官房政策課 食料安全保障室 大臣官房文書課 災害総合対策室

※ この特別展示スケジュールは、予告なく追加・変更されることがあります。

- (1) 入場は無料です。
 - (2) 特別展示は、期間中の月曜日から金曜日まで行っています。ただし、祝祭日、年末年始は閉室です。
 - (3) 開室時間は、10時から17時までです。ただし、展示初日は12時から17時、展示最終日は10時から13時です。
 - (4) アクセス：東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線の霞ヶ関駅下車。
A5、B3aの出口すぐ（右地図参照）。
- ◆ 詳しくは、消費者の部屋（☎ 03-3591-6529）にお問い合わせ下さい。



編集後記

▶このたびの九州地方並びに秋田の大雨により被災・避難の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

▶今月の富山会場を皮切りに「消費税軽減税率制度に関する全国説明会」を全国8ヶ所で開催することとなりました。参加費無料ですので、この機会に、お近くの会場に是非お越し下さい。

▶今月号より、編集担当が変わりました。
初めて操作する編集ソフトに立ち向かう事、数日間。時に溜息、時にうなり声を発しながら、ようやく原稿が完成しました。
「まなぶ」（学ぶ）という言葉は、「まねる」（真似る）と同じ語源であり、「まねぶ」とも言われていたそうです。初心にかえり基本から……を実践しています。（K）